



スカパーJSAT
SAD-F3-22-001

国際衛星随時サービス 料金表

第15版
(令和4年10月)

スカパーJSAT株式会社

国際衛星随時サービス料金表 目次

通 則	-----	1
1	料金の適用	1
2	料金表の変更	1
3	消費税相当額の加算	1
4	料金の計算方法	1
5	料金の減免	1
6	端数処理	1
7	料金等の支払期日	1
第1表	衛星専用料	3
第1	A種専用契約に係る衛星専用料	3
1	適用	3
2	料金	4
2-1	時間基本料の額	4
2-2	料金の額	4
第2	B種専用契約に係る衛星専用料	5
1	適用	5
2	料金	7
2-1	年間利用基準料金	7
2-1-1	2-1-2以外のもの	7
2-1-2	時間指定プランに係るもの	7
2-2	利用期間延長に係る月間利用基準料金	8
2-2-1	2-2-2以外のもの	8
2-2-2	時間指定プランに係るもの	8
2-3	月額基本料金	9
2-3-1	2-3-2以外のもの	9
2-3-2	時間指定プランに係るもの	9
第2表	直営設備専用料	10
1	適用	10
2	直営設備専用料の額	12
2-1	A種直営設備に関するもの	12
2-2	B種直営設備に関するもの	12
2-2-1	B種直営設備1に関するもの	12
2-2-2	削除	15
2-2-3	B種直営設備3に関するもの	16
第3表	無線局免許取扱手数料	17
1	適用	17
2	無線局免許取扱手数料の額	17
第4表	専用契約に係る予約取消料	18
1	適用	18
2	A種予約取消料の額	18

3	B種地球局設備3の予約取消料の額	18
第5表	解除料	19
1	適用	19
2	解除料の額	19
2-1	A種専用契約に係る解除料の額	19
2-2	B種専用契約に係る解除料の額	20
2-2-1	利用開始日の前日までの解除に係るもの	20
2-2-2	B種専用契約に係る解除料の額	20
第6表	削除	21
第7表	違約金	22
附 則		23

通 則

1 料金の適用

当社は、国際衛星随時サービスに係る料金を、この国際衛星随時サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、専用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、専用契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。
- (2) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を専用契約者に周知するものとします。

3 消費税相当額の加算

国際衛星随時サービス契約約款(以下「約款」といいます。)第54条(衛星専用料の支払義務)から第56条(無線局免許取扱手数料の支払義務)までの規定により支払いを要するものとされている料金の額は、この料金表に定める額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。

4 料金の計算方法

当社は、専用契約者が専用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定に拘わらず、臨時に、その衛星専用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき衛星専用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

6 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 前号の規定に拘わらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

7 料金等の支払期日

- (1) 専用契約者は、料金等次に掲げる債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金で支払っていただきます。

区 分		支 払 期 日
1 衛星専用料及び直営設備専用料	A種専用契約に係るもの	当月分として利用開始時刻の属する月の翌月末
	B種専用契約に係るもの	当月分としてその月の翌月末。
2 年間衛星専用料精算料及び年間直営設備専用料精算料		料金表に規定する起算日から1年が経過する日が属する月の翌月末
3 無線局免許取扱手数料		電波法及び電波法関係法令に基づく事務及び作業を行った月の翌月の月末、但し電波法関係手数料のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月の月末またはその免許の日に応ずる日の属する月の翌月末
4 解除料		解除の日の属する月の翌月末
5 予約取消料		A種専用契約に係る予約の取消しを行った月の翌月末

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 専用契約者が国または地方公共団体等である場合、その専用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金で支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、専用契約者に負担していただきます。

第1表 衛星専用料

第1 A種専用契約に係る衛星専用料

1 適用

A種専用契約に係る衛星専用料の適用				
(1) 品目及び品名に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び品名を定めます。			
	品目	品名	内容	
	帯域品目	全容量	人工衛星による電波中継において、一のトランスポンダの最大伝送帯域幅まで占有し伝送することが可能なもの。	
		分割容量	4MHz	人工衛星による電波中継において、4メガヘルツまでの指定された周波数帯域幅及び当社が別に指定する出力電力まで占有して伝送することが可能なもの。
			6MHz	人工衛星による電波中継において、6メガヘルツまでの指定された周波数帯域幅及び当社が別に指定する出力電力まで占有して伝送することが可能なもの。
			9MHz	人工衛星による電波中継において、9メガヘルツまでの指定された周波数帯域幅及び当社が別に指定する出力電力まで占有して伝送することが可能なもの。
			18MHz	人工衛星による電波中継において、18メガヘルツまでの指定された周波数帯域幅及び当社が別に指定する出力電力まで占有して伝送することが可能なもの。
	映像品目	DTVEQ	専らテレビジョンの映像及び映像に付随する音響、符号を配信するため、概ね毎秒3.2メガビット程度までのデジタル符号の伝送容量により伝送することが可能なもの。	
		DTVSQ	専らテレビジョンの映像及び映像に付随する音響、符号を配信するため、概ね毎秒4.2メガビット程度までのデジタル符号の伝送容量により伝送することが可能なもの。	
		DTVHQ	専らテレビジョンの映像及び映像に付随する音響、符号を配信するため、概ね毎秒7.3メガビット程度までのデジタル符号の伝送容量により伝送することが可能なもの。	
備考				
1 分割容量の指定された帯域幅(以下「指定帯域幅」といいます。)は、混信を防ぐ目的で設けられる周波数帯域幅(ガードバンド)を含み、送信する信号を伝送するために必要な帯域幅をいいます。 2 当社が指定する分割容量の出力電力(以下「指定電力」といいます。)とは、送信する信号を伝送するために必要な人工衛星に搭載した増幅器の出力端における電力とします。 3 全容量の最大伝送帯域幅は、Cバンドについては36MHzとし、Kuバンドについては27MHzとします。				

(2) 利用時間による 料金の適用	1 利用時間の指定を10分以上、5分単位で行っていただきます。								
	2 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり利用時間の区分を定めます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利 用 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 区分Ⅰ</td> <td>暦月中の利用時間の合計の内、10時間までの部分</td> </tr> <tr> <td>イ 区分Ⅱ</td> <td>暦月中の利用時間の合計の内、10時間を超え30時間までの部分</td> </tr> <tr> <td>ウ 区分Ⅲ</td> <td>暦月中の利用時間の合計の内、30時間を超える部分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利 用 時 間	ア 区分Ⅰ	暦月中の利用時間の合計の内、10時間までの部分	イ 区分Ⅱ	暦月中の利用時間の合計の内、10時間を超え30時間までの部分	ウ 区分Ⅲ	暦月中の利用時間の合計の内、30時間を超える部分
	区 分	利 用 時 間							
ア 区分Ⅰ	暦月中の利用時間の合計の内、10時間までの部分								
イ 区分Ⅱ	暦月中の利用時間の合計の内、10時間を超え30時間までの部分								
ウ 区分Ⅲ	暦月中の利用時間の合計の内、30時間を超える部分								
3 A種専用契約に係る衛星専用料の額は、2(料金)2-1(時間基本料の額)に定める上記区分におけるそれぞれの時間基本料を乗じ、その総額を利用時間の合計で割った額(以下「平均衛星専用料」といいます。)を基準に算出します。									
	4 平均衛星専用料を算出する際の利用時間には、当該月の契約の解除又は予約の取消しに係る利用時間相当を含めることとします。								
(3) 契約形態による 区分の適用	A種専用契約者が別に衛星通信専用サービス契約約款に基づく終日専用契約(以下「終日専用契約」といいます。)または衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款に基づく委託契約のいずれかを締結している場合には、2(料金)2-1(時間基本料の額)における区分Ⅲの時間基本料の額を平均衛星専用料の額とします。								
(4) A種専用契約に 係る割引の適用	1 当社は、A種専用契約者が別に終日専用契約において一の専用契約につき720単位以上の契約を締結している場合には、2(料金)2-2(料金の額)に規定する料金の額から次表に規定する額を割引きます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星通信専用サービス大口利用割引</td> <td>2(料金)2-2(料金の額)の規定に基づいて算出される暦月中の料金の額に0.2を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 引 額	衛星通信専用サービス大口利用割引	2(料金)2-2(料金の額)の規定に基づいて算出される暦月中の料金の額に0.2を乗じて得た額				
	区 分	割 引 額							
	衛星通信専用サービス大口利用割引	2(料金)2-2(料金の額)の規定に基づいて算出される暦月中の料金の額に0.2を乗じて得た額							
2 当社は、A種専用契約者が別に国際衛星随時サービスB種専用契約に係る契約を締結している場合には、2(料金)2-2(料金の額)に規定する料金の額から次表に規定する額を割引きます。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際衛星随時サービスB種専用契約割引</td> <td>2(料金)2-2(料金の額)の規定に基づいて算出される暦月中の料金の額に0.1を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 引 額	国際衛星随時サービスB種専用契約割引	2(料金)2-2(料金の額)の規定に基づいて算出される暦月中の料金の額に0.1を乗じて得た額					
区 分	割 引 額								
国際衛星随時サービスB種専用契約割引	2(料金)2-2(料金の額)の規定に基づいて算出される暦月中の料金の額に0.1を乗じて得た額								

2 料金

2-1 時間基本料の額

(単位:円)

	利用時間の区分	時間基本料(1時間あたり)					
		帯域品目	4MHz	6MHz	9MHz	18MHz	全容量
		映像品目	DTVEQ	DTVSQ	DTVHQ	—	—
ア 区分Ⅰ	暦月の利用時間の合計の内、10時間までの部分	74,000	85,000	100,000	164,000	245,000	
イ 区分Ⅱ	暦月中の利用時間の内、10時間を超え30時間までの部分	70,000	81,000	95,000	156,000	233,000	
ウ 区分Ⅲ	暦月の利用時間の合計の内、30時間を超える部分	67,000	77,000	90,000	150,000	220,000	

2-2 料金の額

月額

料金の額
当月中における利用時間の合計に、時間基本料に基づき算定された平均衛星専用料を乗じた額

第2 B種専用契約に係る衛星専用料

1 適用

B種専用契約に係る衛星専用料の適用				
(1) 品目及び品名 に係る料金の 適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び品名を定めます。			
	品目	品名	内容	
	帯域 品目	全容量		人工衛星による電波中継において、一のトランスポンダの最大伝送帯域幅まで占有し伝送することが可能なもの。
		分割 容量	9MHz	人工衛星による電波中継において、9メガヘルツまでの指定された周波数帯域幅及び当社が別に指定する出力電力まで占有して伝送することが可能なもの。
			18MHz	人工衛星による電波中継において、18メガヘルツまでの指定された周波数帯域幅及び当社が別に指定する出力電力まで占有して伝送することが可能なもの。
	映像 品目	DTVEQ		専らテレビジョンの映像及び映像に付随する音響、符号を配信するため、概ね毎秒3.2メガビット程度までのデジタル符号の伝送容量により伝送することが可能なもの。
		DTVSQ		専らテレビジョンの映像及び映像に付随する音響、符号を配信するため、概ね毎秒4.2メガビット程度までのデジタル符号の伝送容量により伝送することが可能なもの。
		DTVHQ		専らテレビジョンの映像及び映像に付随する音響、符号を配信するため、概ね毎秒7.3メガビット程度までのデジタル符号の伝送容量により伝送することが可能なもの。
	備考			
	1 分割容量の指定された帯域幅(以下「指定帯域幅」といいます。)は、混信を防ぐ目的で設けられる周波数帯域幅(ガードバンド)を含み、送信する信号を伝送するために必要な帯域幅をいいます。 2 当社が指定する分割容量の出力電力(以下「指定電力」といいます。)とは、送信する信号を伝送するために必要な人工衛星に搭載した増幅器の出力端における電力とします。 3 全容量の最大伝送帯域幅は、Cバンドについては36MHz、Kuバンドについては27MHzとします。			
(2) 年間利用時間 に係る料金の 適用	1 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり利用時間プランを定めます。			
	利用時間 プラン	年間利用時間	利用期間延長による利用時間	
	プランA	年間の利用時間の累計が起算日から120時間を超えないもの	利用期間の延長により月間の利用時間の累計が10時間を超えないもの	
	プランB	年間の利用時間の累計が起算日から180時間を超えないもの	利用期間の延長により月間の利用時間の累計が15時間を超えないもの	
	プランC	年間の利用時間の累計が起算日から240時間を超えないもの	利用期間の延長により月間の利用時間の累計が20時間を超えないもの	
	プランD ライト	年間の利用時間の累計が起算日から300時間を超えないもの	利用期間の延長により月間の利用時間の累計が25時間を超えないもの	
	プランD	年間の利用時間の累計が起算日から360時間を超えないもの	利用期間の延長により月間の利用時間の累計が30時間を超えないもの	

	<p>2 当社は、B種専用契約者の利用開始日を年間利用時間の起算日(以下「起算日」といいます。)とし、それ以降、起算日から1年が経過する日ごと(以下「経過日」といいます。)にその日を新たな起算日として取扱います。(以下この料金表において同じとします。)</p> <p>3 当社は、1の規定に拘わらず、利用期間中に到来する最後の経過日から利用期間終了日までの期間が1年未満である場合、その期間の料金額は利用期間の延長をした場合と同様に取扱います。</p>								
<p>(3) 時間指定プランに係る料金の適用</p>	<p>1 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり時間指定プランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="416 443 1366 703"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 夜間指定プラン</td> <td>年間を通じて、夜間(日本時間の午後7時から翌午前7時までの間とします。以下同じとします。)に限り利用することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>イ 定時指定プラン</td> <td>年間を通じて、あらかじめ指定した時間帯に限り利用することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>ウ 夜間・定時指定プラン</td> <td>年間を通じて、あらかじめ指定した夜間の時間帯に限り利用することが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上記区分イ(定時指定プラン)及びウ(夜間・定時指定プラン)において、年間利用計画書であらかじめ指定した時間帯については、利用時間とみなして料金を算出します。</p>	区 分	内 容	ア 夜間指定プラン	年間を通じて、夜間(日本時間の午後7時から翌午前7時までの間とします。以下同じとします。)に限り利用することが可能なもの	イ 定時指定プラン	年間を通じて、あらかじめ指定した時間帯に限り利用することが可能なもの	ウ 夜間・定時指定プラン	年間を通じて、あらかじめ指定した夜間の時間帯に限り利用することが可能なもの
区 分	内 容								
ア 夜間指定プラン	年間を通じて、夜間(日本時間の午後7時から翌午前7時までの間とします。以下同じとします。)に限り利用することが可能なもの								
イ 定時指定プラン	年間を通じて、あらかじめ指定した時間帯に限り利用することが可能なもの								
ウ 夜間・定時指定プラン	年間を通じて、あらかじめ指定した夜間の時間帯に限り利用することが可能なもの								
<p>(4) 利用期間による料金の適用</p>	<p>1 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり利用期間の区分を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="416 817 1366 936"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年間サービス</td> <td>利用期間が、利用開始日から1年以上3年未満であるもの</td> </tr> <tr> <td>3年間サービス</td> <td>利用期間が、利用開始日から3年以上のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用期間の変更の請求によって区分に変更が生じた場合は、約款第31条(変更の請求に対する承諾)第2項の規定に基づき当社が指定する変更実施日の翌日から変更後の区分を適用します。</p>	区 分	利用 期 間	1年間サービス	利用期間が、利用開始日から1年以上3年未満であるもの	3年間サービス	利用期間が、利用開始日から3年以上のもの		
区 分	利用 期 間								
1年間サービス	利用期間が、利用開始日から1年以上3年未満であるもの								
3年間サービス	利用期間が、利用開始日から3年以上のもの								
<p>(5) 利用時間による料金の適用</p>	<p>1 利用時間の指定を5分単位で行っていただきます。</p> <p>2 B種専用契約に係る国際衛星随時サービスの月間の累計利用時間(以下「月間利用時間」といいます。)は、B種専用契約者が暦月中に国際衛星随時サービスを利用した時間で、料金月単位で算出します。</p> <p>3 B種専用契約に係る国際衛星随時サービスの年間の累計利用時間(以下「年間利用時間」といいます。)は、B種専用契約者が起算日から1年が経過する日までの期間に国際衛星随時サービスを利用した時間で、月間利用時間に従い年単位で算出します。</p>								
<p>(6) B種専用契約に係る割引の適用</p>	<p>当社は、B種専用契約者が別に終日専用契約において一の専用契約つき720単位以上の契約を締結している場合には、2(料金)に規定する料金(年間利用基準料金、月間利用基準料金及び月額基本料金)から次表に規定する額を割引きます。</p> <table border="1" data-bbox="416 1406 1366 1525"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星通信専用サービス大口利用割引</td> <td>2(料金)2-1-1、2-2-1及び2-3-1に規定する年間利用基準料金、月間利用基準料金及び月額基本料金に0.2を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 引 額	衛星通信専用サービス大口利用割引	2(料金)2-1-1、2-2-1及び2-3-1に規定する年間利用基準料金、月間利用基準料金及び月額基本料金に0.2を乗じて得た額				
区 分	割 引 額								
衛星通信専用サービス大口利用割引	2(料金)2-1-1、2-2-1及び2-3-1に規定する年間利用基準料金、月間利用基準料金及び月額基本料金に0.2を乗じて得た額								

2 料金

2-1 年間利用基準料金

2-1-1 2-1-2以外のもの

(単位:円)

利用時間 プラン	年間利用 基準時間	利用期間	年間利用基準料金				
		帯域品目	—	—	9MHz	18MHz	全容量
		映像品目	DTVEQ	DTVSQ	DTVHQ	—	—
プランA	120時間	1年間サービス	7,392,000	8,832,000	10,440,000	13,884,000	16,692,000
		3年間サービス	6,156,000	7,356,000	8,700,000	11,568,000	13,908,000
プランB	180時間	1年間サービス	10,512,000	12,564,000	14,868,000	19,764,000	23,796,000
		3年間サービス	8,766,000	10,476,000	12,384,000	16,416,000	19,818,000
プランC	240時間	1年間サービス	13,008,000	15,552,000	18,336,000	24,456,000	29,376,000
		3年間サービス	10,848,000	12,960,000	15,228,000	20,376,000	24,480,000
プランD ライト	300時間	1年間サービス	14,820,000	17,730,000	20,910,000	27,870,000	33,480,000
		3年間サービス	12,360,000	14,760,000	17,370,000	23,220,000	27,900,000
プランD	360時間	1年間サービス	15,552,000	18,576,000	21,852,000	29,160,000	35,064,000
		3年間サービス	12,960,000	15,480,000	18,216,000	24,300,000	29,232,000

2-1-2 時間指定プランに係るもの

区 分	年間利用基準料金
夜間指定プラン	2-1-1に規定する年間利用基準料金に0.95を乗じて得た額
定時指定プラン	2-1-1に規定する年間利用基準料金に0.95を乗じて得た額
夜間・定時指定プラン	2-1-1に規定する年間利用基準料金に0.90を乗じて得た額

2-2 利用期間延長に係る月間利用基準料金

2-2-1 2-2-2以外のもの

(単位:円)

利用時間 プラン	基準時間	利用期間	月間利用基準料金				
		帯域品目	—	—	9MHz	18MHz	全容量
		映像品目	DTVEQ	DTVSQ	DTVHQ	—	—
プランA	10時間	1年間サービス	616,000	736,000	870,000	1,157,000	1,391,000
		3年間サービス	513,000	613,000	725,000	964,000	1,159,000
プランB	15時間	1年間サービス	876,000	1,047,000	1,239,000	1,647,000	1,983,000
		3年間サービス	730,000	873,000	1,032,000	1,368,000	1,651,000
プランC	20時間	1年間サービス	1,084,000	1,296,000	1,528,000	2,038,000	2,448,000
		3年間サービス	904,000	1,080,000	1,274,000	1,698,000	2,040,000
プランD ライト	25時間	1年間サービス	1,235,000	1,477,500	1,742,500	2,322,500	2,790,000
		3年間サービス	1,030,000	1,230,000	1,447,500	1,935,000	2,325,000
プランD	30時間	1年間サービス	1,296,000	1,548,000	1,821,000	2,430,000	2,922,000
		3年間サービス	1,080,000	1,290,000	1,518,000	2,025,000	2,436,000

2-2-2 時間指定プランに係るもの

区 分	月間利用基準料金
夜間指定プラン	2-2-1に規定する月間利用基準料金に0.95を乗じて得た額
定時指定プラン	2-2-1に規定する月間利用基準料金に0.95を乗じて得た額
夜間・定時指定プラン	2-2-1に規定する月間利用基準料金に0.90を乗じて得た額

2-3 月額基本料金

2-3-1 2-3-2以外のもの

(単位:円)

利用時間 プラン	基準時間	利用期間	月額基本料金				
		帯域品目	—	—	9MHz	18MHz	全容量
		映像品目	DTVEQ	DTVSQ	DTVHQ	—	—
プランA	1時間単位ごとに	1年間サービス	61,600	73,600	87,000	115,700	139,100
		3年間サービス	51,300	61,300	72,500	96,400	115,900
	1時間未満の5分 単位ごとに	1年間サービス	5,100	6,100	7,300	9,600	11,600
		3年間サービス	4,300	5,100	6,000	8,000	9,700
プランB	1時間単位ごとに	1年間サービス	58,400	69,800	82,600	109,800	132,200
		3年間サービス	48,700	58,200	68,800	91,200	110,100
	1時間未満の5分 単位ごとに	1年間サービス	4,900	5,800	6,900	9,200	11,000
		3年間サービス	4,100	4,900	5,700	7,600	9,200
プランC	1時間単位ごとに	1年間サービス	54,200	64,800	76,400	101,900	122,410
		3年間サービス	45,200	54,000	63,700	84,900	102,000
	1時間未満の5分 単位ごとに	1年間サービス	4,500	5,400	6,400	8,500	10,200
		3年間サービス	3,800	4,500	5,300	7,100	8,500
プランD ライト	1時間単位ごとに	1年間サービス	49,400	59,100	69,700	92,900	111,600
		3年間サービス	41,200	49,200	57,900	77,400	93,000
	1時間未満の5分 単位ごとに	1年間サービス	4,100	4,900	5,800	7,700	9,300
		3年間サービス	3,400	4,100	4,800	6,500	7,800
プランD	1時間単位ごとに	1年間サービス	43,200	51,600	60,700	81,000	97,400
		3年間サービス	36,000	43,000	50,600	67,500	81,200
	1時間未満の5分 単位ごとに	1年間サービス	3,600	4,300	5,100	6,800	8,100
		3年間サービス	3,000	3,600	4,200	5,600	6,800

2-3-2 時間指定プランに係るもの

区 分	月額基本料金
夜間指定プラン	2-3-1に規定する月額基本料金に0.95を乗じて得た額
定時指定プラン	2-3-1に規定する月額基本料金に0.95を乗じて得た額
夜間・定時指定プラン	2-3-1に規定する月額基本料金に0.90を乗じて得た額

第2表 直営設備専用料

1 適用

直営設備専用料の適用			
(1) 直営設備に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区分を定めます。		
	区 分	適 用	
	A種直営設備	直営設備1 2(直営設備専用料の額)の2-1に規定する料金を適用します。	
	B種直営設備	直営設備1 2(直営設備専用料の額)の2-2-1に規定する料金を適用します。 直営設備3 2(直営設備専用料の額)の2-2-3に規定する料金を適用します。	
(2) A種直営設備1又はB種直営設備1及び3に関する映像方式	当社は、専用契約者のA種直営設備1又はB種直営設備1及び3に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり映像方式を定めます。次表の映像方式は基本的な接続方式を示しており、契約者の要望等その他の事由により、次の表以外の条件による場合があります。		
	方式	内 容	
	SDTV	525/60NTSC方式の映像及びその映像に付随する音声、符号を伝送するもの。	
HDTV	1125/60HDTV方式の映像及びその映像に付随する音声、符号を伝送するもの。		
(3) B種直営設備1又は2に係る料金の適用	1 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり利用時間プランを定めます。		
	利用時間プラン	年間利用時間	利用期間延長による利用時間
	プランA	年間の利用時間の累計が起算日から120時間を超えないもの	利用期間の延長により月間の利用時間の累計が10時間を超えないもの
	プランB	年間の利用時間の累計が起算日から180時間を超えないもの	利用期間の延長により月間の利用時間の累計が15時間を超えないもの
	プランC	年間の利用時間の累計が起算日から240時間を超えないもの	利用期間の延長により月間の利用時間の累計が20時間を超えないもの
	プランD	年間の利用時間の累計が起算日から360時間を超えないもの	利用期間の延長により月間の利用時間の累計が30時間を超えないもの
2 当社は、1の規定に拘わらず、利用期間中に到来する最後の経過日から利用期間終了日までの期間が1年未満である場合、その期間の料金額は利用期間の延長をした場合と同様に取り扱います。			

(4) 時間指定プランに係る料金の適用	1 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり時間指定プランを定めます。	
	区 分	内 容
	ア 夜間指定プラン	年間を通じて、夜間(日本時間の午後7時から翌午前7時までの間とします。以下同じとします。)に限り利用することが可能なもの
	イ 定時指定プラン	年間を通じて、あらかじめ指定した時間帯に限り利用することが可能なもの
	ウ 夜間・定時指定プラン	年間を通じて、あらかじめ指定した夜間の時間帯に限り利用することが可能なもの
	2 上記区分イ(定時指定プラン)及びウ(夜間・定時指定プラン)において、年間利用計画書であらかじめ指定した時間帯については、利用時間とみなして料金を算出します。	
(5) 利用期間による料金の適用	1 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり利用期間の区分を定めます。	
	区 分	利用 期 間
	1年間サービス	利用期間が、利用開始日から1年以上3年未満であるもの
	3年間サービス	利用期間が、利用開始日から3年以上のもの
	2 利用期間の変更の請求によって区分に変更が生じた場合は、約款第31条(変更の請求に対する承諾)第2項の規定に基づき当社が指定する変更実施日の翌日から変更後の区分を適用します。	
(6) 利用時間による料金の適用	1 利用時間の指定を5分単位で行っていただきます。	
	2 B種直営設備1又は3の月間の累計利用時間(以下「B種直営設備月間利用時間」といいます。)は、B種専用契約者が暦月中にB種直営設備を利用した時間で、料金月単位で算出します。	
	3 B種直営設備1又は3の年間の累計利用時間(以下「B種直営設備年間利用時間」といいます。)は、B種専用契約者が起算日から1年が経過する日までの期間にB種直営設備を利用した時間で、B種直営設備月間利用時間に従い年単位で算出します。	
(7) B種専用契約に係る割引の適用	当社は、B種専用契約者が別に衛星通信専用サービス終日専用契約において一の専用契約につき720単位以上の契約を締結している場合には、2(直営設備専用料の額)2-2-1に規定する料金(B種直営設備1に関するもの)から次表に規定する額を割引きます。	
	区 分	割 引 額
	衛星通信専用サービス大口利用割引	2(直営設備専用料の額)2-2-1-1、2-2-1-2及び2-2-1-3に規定する年間利用基準料金、月間利用基準料金及び月額基本料金に0.2を乗じて得た額

2 直営設備専用料の額

2-1 A種直営設備に関するもの

月額

区 分		時間基本料(単位 円)	料金の額
直営設備1	SDTV	40,000	当月中における利用時間の合計に、時間基本料を乗じた額
	HDTV	80,000	

2-2 B種直営設備に関するもの

2-2-1 B種直営設備1に関するもの

2-2-1-1 年間利用基準料金

2-2-1-1-1 2-2-1-1-2以外のもの

(単位:円)

利用時間 プラン	年間利用 基準時間	利用期間	年間利用基準料金	
		映像区分	SDTV	HDTV
プランA	120時間	1年間サービス	4,116,000	7,200,000
		3年間サービス	3,504,000	6,120,000
プランB	180時間	1年間サービス	5,670,000	9,900,000
		3年間サービス	4,824,000	8,424,000
プランC	240時間	1年間サービス	6,864,000	12,000,000
		3年間サービス	5,832,000	10,200,000
プランD	360時間	1年間サービス	9,288,000	16,200,000
		3年間サービス	7,884,000	13,788,000

2-2-1-1-2 時間指定プランに係るもの

区 分	年間利用基準料金
夜間指定プラン	2-2-1-1-1に規定する年間利用基準料金に0.95を乗じて得た額。
定時指定プラン	2-2-1-1-1に規定する年間利用基準料金に0.95を乗じて得た額。
夜間・定時指定プラン	2-2-1-1-1に規定する年間利用基準料金に0.90を乗じて得た額。

2-2-1-2 利用期間延長に係る月額利用基準料金

2-2-1-2-1 2-2-1-2-2以外のもの

(単位:円)

利用時間 プラン	年間利用 基準時間	利用期間	月間利用基準料金	
		映像区分	SDTV	HDTV
プランA	120時間	1年間サービス	343,000	600,000
		3年間サービス	292,000	510,000
プランB	180時間	1年間サービス	472,500	825,000
		3年間サービス	402,000	702,000
プランC	240時間	1年間サービス	572,000	1,000,000
		3年間サービス	486,000	850,000
プランD	360時間	1年間サービス	774,000	1,350,000
		3年間サービス	657,000	1,149,000

2-2-1-2-2 時間指定プランに係るもの

区 分	月間利用基準料金
夜間指定プラン	2-2-1-2-1に規定する月額利用基準料金に0.95を乗じて得た額。
定時指定プラン	2-2-1-2-1に規定する月額利用基準料金に0.95を乗じて得た額。
夜間・定時指定プラン	2-2-1-2-1に規定する月額利用基準料金に0.90を乗じて得た額。

2-2-1-3 月額基本料金

2-2-1-3-1 2-2-1-3-2以外のもの

(単位:円)

利用時間 プラン	月額利用 時間の単位	利用期間 映像区分	月額基本料金	
			SDTV	HDTV
プランA	1時間単位ごとに	1年間サービス	34,300	60,000
		3年間サービス	29,200	51,000
	1時間未満の5分 単位ごとに	1年間サービス	2,858	5,000
		3年間サービス	2,433	4,250
プランB	1時間単位ごとに	1年間サービス	31,500	55,000
		3年間サービス	26,800	46,800
	1時間未満の5分 単位ごとに	1年間サービス	2,625	4,583
		3年間サービス	2,233	3,900
プランC	1時間単位ごとに	1年間サービス	28,600	50,000
		3年間サービス	24,300	42,500
	1時間未満の5分 単位ごとに	1年間サービス	2,383	4,167
		3年間サービス	2,025	3,542
プランD	1時間単位ごとに	1年間サービス	25,800	45,000
		3年間サービス	21,900	38,300
	1時間未満の5分 単位ごとに	1年間サービス	2,150	3,750
		3年間サービス	1,825	3,192

2-2-1-3-2 時間指定プランに係るもの

区 分	月額基本料金
夜間指定プラン	2-2-1-3-1に規定する月額基本料に0.95を乗じて得た額。
定時指定プラン	2-2-1-3-1に規定する月額基本料に0.95を乗じて得た額。
夜間・定時指定プラン	2-2-1-3-1に規定する月額基本料に0.90を乗じて得た額。

2-2-2 削除

2-2-3 B種直営設備3に関するもの

(単位:円)

区 分	時間基本料	料金の額
直営設備3	75,000	当月中における利用時間の合計に、時間基本料を乗じた額

第3表 無線局免許取扱手数料

1 適用

無線局免許取扱手数料の適用については、約款第56条(無線局免許取扱手数料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

無線局免許取扱手数料の適用	
無線局免許取扱手数料の算定	地球局または受信専用設備に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業に要する費用及び電波法関係手数料を合計して算定します。

2 無線局免許取扱手数料の額

一の地球局設備又は受信専用設備ごとに

項目	区分	価格等
(1) 地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業(電波干渉の調査及び分析に係る作業を含みます。)に要する費用	労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	諸経費	電波法上の手続きを行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費
	その他実費	登録免許税に相当する額 ARIB 照会相談業務手数料
(2) 電波法関係手数料	—	電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に規定される手数料に相当する額及び電波法に規定される電波利用料に相当する額

第4表 専用契約に係る予約取消料

1 適用

A種専用契約に係る予約取消料は、2(A種A種予約取消料の額)、B種専用契約地球局設備3に係る予約取消料は、3(B種地球局設備3の予約取消料の額)に規定する料金を適用します。

2 A種予約取消料の額

区 分	取 消 料
(1) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の240時間以上前のとき。	予定された利用時間に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
(2) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前のとき。	予定された利用時間に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
(3) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前のとき。	予定された利用時間に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
(4) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の24時間未満のとき。	予定された利用時間に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
備考	
1 この項において衛星専用料相当額とは、第1表(衛星専用料)に定める料金を基に算出される額とします。	
2 この項において直営設備専用料相当額とは、第2表(直営設備専用料)に定める料金を基に算出される額とします。	
3 直営設備専用料に係る予約取消料については、A種直営設備使用の予約申込を行った場合に支払っていただきます。	

3 B種地球局設備3の予約取消料の額

区 分	取 消 料
(1) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の240時間以上前のとき。	予定された利用時間に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる直営設備専用料相当額
(2) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前のとき。	予定された利用時間に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる直営設備専用料相当額
(3) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前のとき。	予定された利用時間に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる直営設備専用料相当額
(4) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の24時間未満のとき。	予定された利用時間に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる直営設備専用料相当額
備考	
1 この項において直営設備専用料相当額とは、第2表(直営設備専用料)に定める料金を基に算出される額とします。	
2 直営設備専用料に係る予約取消料については、B種直営設備3使用の予約申込を行った場合に支払っていただきます。	

第5表 解除料

1 適用

解除料の適用		
国際衛星随時サービスの解除料等は、つぎのとおり区分し適用します。		
区分		適用
A種専用契約	約款第59条(解除料の支払義務)第1項の規定にもとづきA種専用契約を解除する場合	2(解除料の額)の2-1に規定する料金を適用します。
B種専用契約	約款第59条(解除料の支払義務)第1項の規定にもとづきB種専用契約を解除する場合	2(解除料の額)の2-2に規定する料金を適用します。

2 解除料の額

2-1 A種専用契約に係る解除料の額

区分	解除料
(1) 専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の240時間以上前のとき。	予定された利用時間に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
(2) 専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前のとき。	予定された利用時間に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
(3) 専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前のとき。	予定された利用時間に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
(4) 専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の24時間未満のとき。	予定された利用時間に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
備考	
1 この項において衛星専用料相当額とは、第1表(衛星専用料)に定める料金を基に算出される額とします。	
2 この項において直営設備専用料相当額とは、第2表(直営設備専用料)に定める料金を基に算出される額とします。	
3 直営設備専用料に係る解除料については、A種直営設備使用の予約申込を行った場合に支払っていただきます。	

2-2 B種専用契約に係る解除料の額

2-2-1 利用開始日の前日までの解除に係るもの

区 分	解 除 料
専用契約の解除の日が、利用開始予定日の6か月前に満たない日から利用開始日の前日までの日のとき。	利用開始日から1年間、国際衛星随時サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料及びB種直営設備使用料の年間利用基準料金の合計額
備考 直営設備専用料に係る解除料については、B種直営設備使用の申込を行った場合に支払っていただきます。	

2-2-2 B種専用契約に係る解除料の額

利用期間の区分	区 分	解 除 料
(1) 1年間サービスに係るもの	解除の日が、利用開始日から利用期間終了日の前日までの日のとき。	衛星専用料及びB種直営設備使用料の年間利用基準料金から、B種専用契約者が利用開始日以降、解除の日までに当社に支払った衛星専用料及びB種直営設備使用料の合計額を差引いた額
(2) 3年間サービスに係るもの	解除の日が、利用開始日から利用期間終了日の前日までの日のとき。	次の1及び2の合計額とします。 1 衛星専用料及びB種直営設備使用料の年間利用基準料金から、B種専用契約者が起算日から解除の日までに当社に支払った衛星専用料及び直営設備使用料の合計額を差引いた額 2 利用開始日から解除の日までに、1年間サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料及びB種直営設備使用料の合計額からB種専用契約者が利用開始日から解除の日までに当社に支払った衛星専用料及び直営設備使用料の合計額を差引いた額
備考 直営設備専用料に係る解除料については、B種直営設備使用の申込を行った場合に支払っていただきます。		

第6表 削除

第7表 違約金

1分までごとに(単位:千円)

品目	品名		違約金の額
帯域品目	分割容量		1,200
	分割容量	4MHz	540
		6MHz	640
		9MHz	750
		18MHz	1,000
映像品目	DTVEQ		540
	DTVSQ		640
	DTVHQ		750

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成9年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成10年3月11日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成10年7月13日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成11年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成12年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定料金表は、平成13年2月1日から実施します。

(直営設備に関する経過措置)

第2条 この改訂料金表の実施前に当社と締結した国際衛星随時サービス契約における直営設備3は、この改定料金表において直営設備2として取り扱います。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成13年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成14年4月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成14年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成14年8月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成17年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成17年10月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成21年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、令和2年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、令和4年10月1日から実施します。

資料名 国際衛星随時サービス料金表

資料番号 SAD-F3-22-001

平成 9年 6月 1日 第1版
平成 10年 3月 11日 第2版
平成 10年 7月 13日 第3版
平成 11年10月 1日 第4版
平成 12年 7月 1日 第5版
平成 13年 2月 1日 第6版
平成 13年 4月 1日 第7版
平成 14年 4月 26日 第8版
平成 14年 8月 1日 第9版
平成 14年 8月 9日 第10版
平成 17年 3月 31日 第11版
平成 17年10月 20日 第12版
平成 21年 6月 1日 第13版
令和 2年 3月 31日 第14版
令和 4年10月 1日 第15版

スカパーJSAT株式会社
東京都港区赤坂1-8-1

TEL : 03-5571-7770

(不許複製、禁転載)